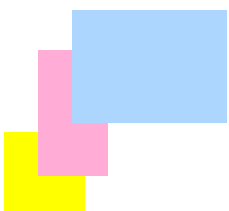


東京都廃棄物処理計画

Tokyo Metropolis Waste Management Program 2001-2005



産業廃棄物は、現在、都道府県をまたがって
広域的に処理されている。
都内から排出される産業廃棄物も、
最終処分量の7割強が都外で処分されており、
そのすべてが必ずしも
適正に処理されていない実態は、
他県住民の東京の廃棄物に対する不信を招いている。
地域としての東京の責任は、決して軽くはない。
(東京都廃棄物審議会答申「東京の廃棄物と行政行動」より)

東京都廃棄物処理計画の策定に当たって

私たち人類は高度な文明社会を築き上げ、便利で快適な生活を享受していますが、同時に、この豊かさの代償として大量の資源とエネルギーを消費し、毎日、膨大な量のゴミを排出しています。

とりわけ東京の廃棄物については、一般廃棄物の最終処分場が限界に達していることや、産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理や処理施設の不足など、早急に解決しなければならない課題に直面しています。

廃棄物を大量に発生させる社会の仕組みを改め、限りある貴重な資源やエネルギーを大切に使うことがなければ、資源の枯渇や自然環境の破壊、地球温暖化などを招き、地球の寿命は縮まり人類の存在自体も危うくなってしまいます。

このため東京都では、東京都の廃棄物行政の基本的方向を示す計画として「東京都廃棄物処理計画」を策定しました。計画の基本理念として 循環型社会への 変革 を掲げ、天然資源の消費と廃棄物の排出の抑制、廃棄物の安全かつ適正な処理、環境への負荷の最小化を目指しています。

これらを実現するためには、生産・流通業者が、製品の素材の選択から生産・流通・消費さらに最終的な廃棄の段階まで製品のライフサイクルを通じて責任を負う「拡大生産者責任」の考え方に基づいて、これまでの産業システムや私たちのライフスタイルを転換するための新たなルールや仕組みをつくっていかなくてはなりません。

このため、廃棄物処理法や容器包装リサイクル法などの既存の法制度についても、国に強く見直しを求めていきます。

首都圏の七都県市は産業廃棄物に関して共通した問題をかかえています。産業廃棄物対策を効果的に進めるため、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進、処理施設の整備、広域的な監視体制の強化などに七都県市が共同して取り組む必要があります。

また、共同事業に必要な経費を排出事業者に課税することにより賄うことは有意義な手法であると考えています。

東京都は、都民の皆さんをはじめ事業者、区市町村とともに、また、首都圏の七都県市とも連携を強化して、環境負荷を低減し持続的な発展が可能な都市東京を実現するため、この計画に掲げる施策を全力で推進いたします。

平成14(2002)年1月

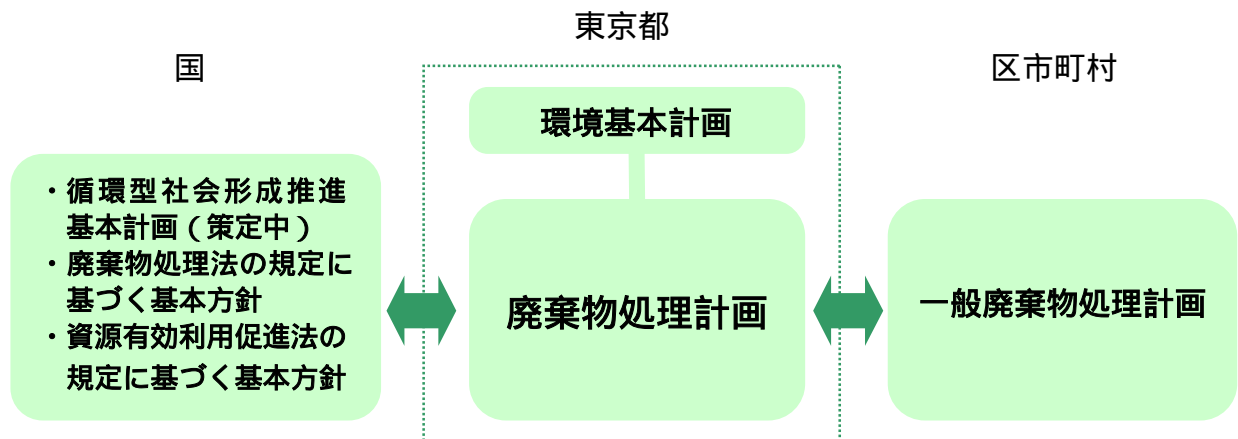
東京都知事 石原 慎太郎

目次

序 章	東京の廃棄物をめぐる5つの緊急課題	1
第1章	計画の基本理念	9
第2章	計画目標	15
第3章	一般廃棄物に関する施策	25
第4章	産業廃棄物に関する施策	31
第5章	都民・事業者との連携を強化するための施策	43
附属資料		47
	東京の廃棄物の現状	49
	廃棄物の量の将来予測と減量目標設定の考え方	62
	第5次東京都産業廃棄物処理計画期間中の産業廃棄物対策	66
	その他の都の取組	73
	用語解説	77

計画の性格

- 1 都の環境行政の一翼を担う廃棄物行政の基本的な方向を示すものである。
- 2 事業者が、自ら製造、販売する製品に由来する廃棄物等を含め、事業活動のあらゆる局面で、発生抑制、リサイクル及び適正処理を推進していくための指針である。
- 3 都民が、製品を購入、使用し、廃棄物等を排出する上で、発生抑制、リサイクル及び適正処理を推進するための実践の指針である。
- 4 東京都環境基本計画を踏まえて策定する個別分野の計画の一つである。
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の3の規定に基づき策定する計画である。
- 6 本計画に掲げる施策の推進に当たっては、区市町村が一般廃棄物処理計画に基づいて推進する施策と相互に協力・連携していく。



計画の対象期間

計画の対象期間は、平成13年度から平成17年度までの5年間とし、10年後（平成22年度）の廃棄物の減量化目標も示す。

中間年である平成15年度には本計画の見直しを行うこととするが、社会経済情勢等の変化に応じて、必要な場合には随時の見直しを行っていく。

序 章

東京の廃棄物をめぐる5つの緊急課題

1 一般廃棄物の最終処分場の限界

求められる生産段階からの対策の強化

一般廃棄物⁺の最終処分場として使用可能な空間には限界がある。これまで東京では、東京港内の海面や、多摩地域の谷戸などを最終処分場として埋め立ててきた。

今や区部では、都が管理運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場の後、東京港内に新たに最終処分場を確保することは極めて困難であり、多摩地域についても、二ツ塚廃棄物広域処分場の後、新たな処分場を確保できる見通しはない。

これに対し、平成11年度の都内の一般廃棄物（ごみ）の量は476万トンと、平成元年度をピークに10年連続で減少しているものの、依然として高い水準にある^{*1)}。

限りある貴重な資源ともいべき最終処分場が、確実に終わりに近づいている。現在の最終処分場を可能な限り長く使用していくため、最終処分量をできるだけゼロに近づけることを目指して、まず、発生抑制とリサイクル⁺によりごみ量を削減し、中間処理の段階でも更なる減容化や資源化を進めていかなければならない。

環境に配慮した事業活動が広まりつつあるが、過剰包装や使い捨て製品などは、なお減っていない。発生抑制を進めていくためには、製品の生産段階からの対策を強化していくことが必要である。事業者に対しては環境に配慮した製品の供給を、消費者に対してはそのような製品の積極的な選択を求めていかなければならない。

注 本文中で + を付している用語は、用語解説を参照

*1) 49ページ、図1-1「都のごみ排出量の推移」参照

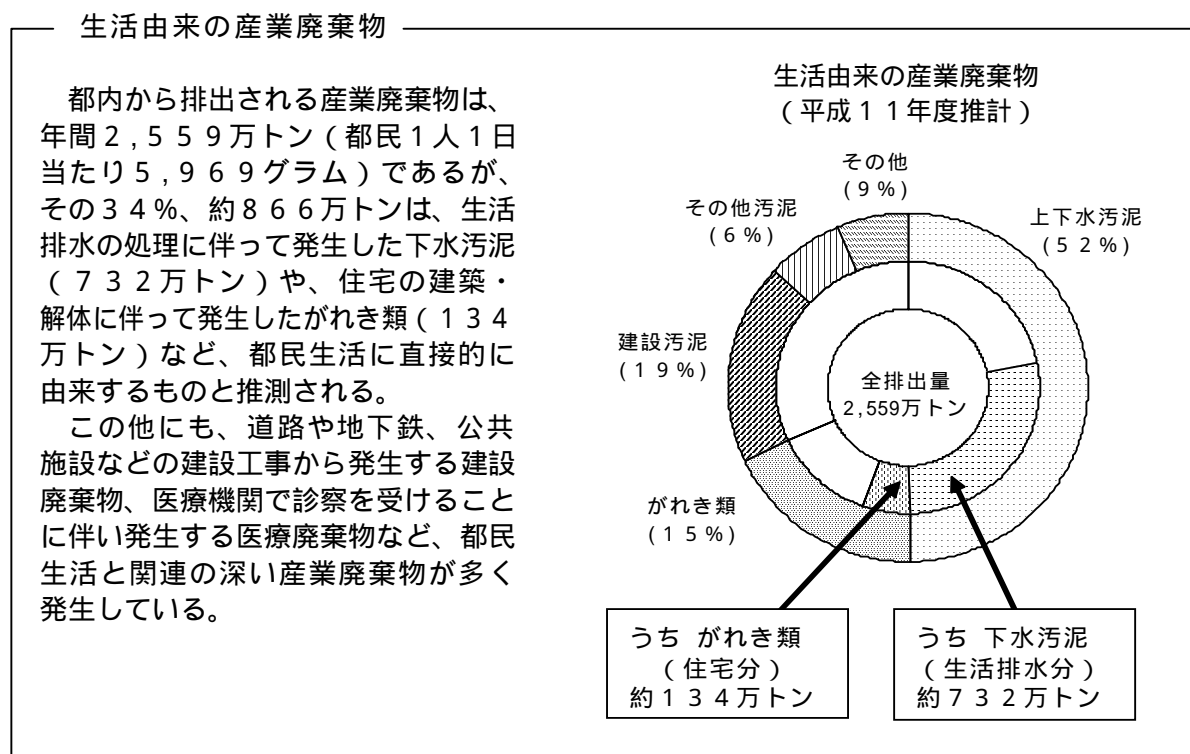
2 建設廃棄物をはじめとする産業廃棄物の大量発生

都内からは毎年多量の産業廃棄物[†]が排出される。平成11年度の排出量は2,559万トン、このうち68%は脱水や焼却などの中間処理により減量化され、20%が再生利用[†]され、残りの11%は最終処分された^{*2)}。排出量の約4割、最終処分量の約9割が、建設汚泥、コンクリートがらなどの建設廃棄物である^{*3)}。

昭和40年代の高度成長期に整備された建築物等の多くが更新期を迎え、近い将来、コンクリートがらなど建設廃棄物の排出が大幅に増加すると予測されている。現在、コンクリートがらは、主に再生砕石として路盤材等に利用するという方法でリサイクルされているが、量が増加した場合には、再生砕石の供給が需要を大幅に上回り、リサイクルが行き詰まることも懸念される。

資源の有効利用を図るために、産業廃棄物、特に建設廃棄物の発生そのものの抑制を図り、発生した産業廃棄物についてはリサイクルを進めて、最終処分量を可能な限り削減していかなくてはならない。

事業者には、製品や建築物等の長寿命化、建設工事における発生抑制工法の採用、建築物等の分別解体・再資源化、再生品の積極活用、新たなリサイクル技術の開発など様々な取組を進めることが求められる。都民にも、産業廃棄物を身近な自分の問題としてとらえ、建築物の所有者、建築工事の発注者としての責任を果たすことが求められる。



* 2) 58ページ、図1-18「都内から排出された産業廃棄物処理フロー」参照

* 3) 56ページ、図1-14「業種別の排出量及び最終処分量の比較」参照

3 不足する産業廃棄物の中間処理施設・最終処分場

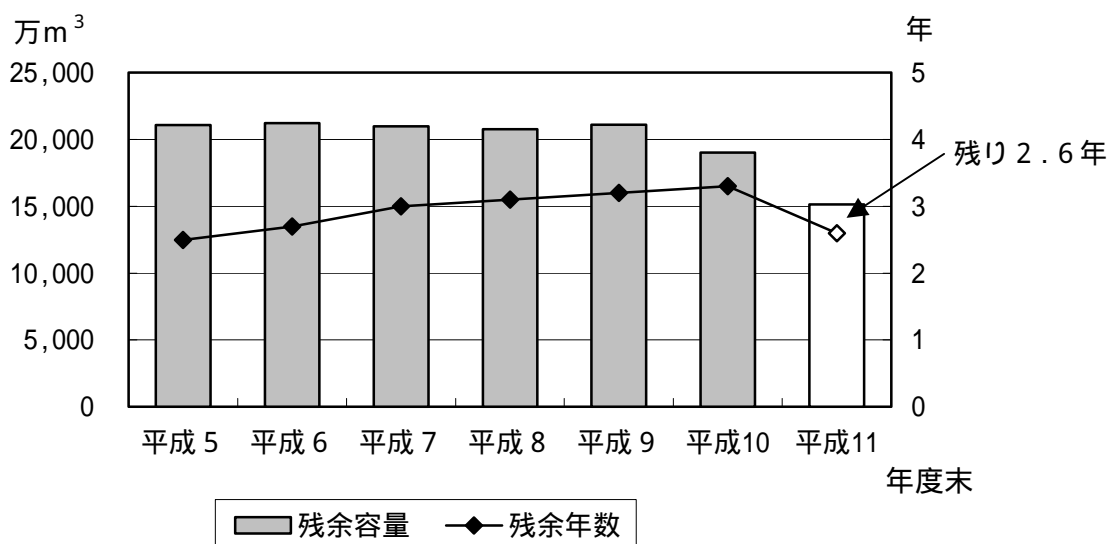
近年、焼却施設のダイオキシン類⁺排出問題や産業廃棄物の不法投棄などから、産業廃棄物処理に対する住民の不安感や不信感が高まっている。廃棄物処理法の度重なる改正が行われ、都も規制指導を強化してきたが、いまだに、新たな産業廃棄物の処理施設の整備に周辺住民の理解を得ることが困難な状況が続いている。

都内には、平成11年度末現在、焼却や破砕などの中間処理の許可施設が257か所あるが、過半数は汚泥の脱水施設である^{*4)}。市街化が進み、処理施設建設の適地が少なくなったことや地価の高騰などから、新たに中間処理業を行う施設の整備は進んでいない。焼却施設については、平成14年12月から適用される新たな構造・維持管理基準やダイオキシン類排出基準⁺に適合するように改善を指導していく必要があるが、基準を満たせない施設の休廃止が予想される。

また、最終処分については、都が管理運営する埋立処分場で中小企業から排出される産業廃棄物の受入れを行っているが、最終処分量全体の7割強は他県で処分されている^{*5)}。全国的に産業廃棄物の最終処分場がひっ迫しており、首都圏については特に厳しい状況が続いている。他の地域から流入する産業廃棄物に対して事前協議制を導入する県も多くなっている。

他県の理解を得て産業廃棄物の広域処理を維持していくためにも、発生抑制、リサイクルを推進し、最終処分量を可能な限り削減するとともに、都内処理率の向上を図っていく必要がある。そのため、民間施設の整備を促進させるための環境づくりや、モデル的施設の整備に向けた積極的な調整を進めていかなければならない。

産業廃棄物の最終処分場の残余容量と残余年数（全国）



(環境省資料)

注 平成11年度の値については推計値である。

*4) 60ページ、表1-2「都内産業廃棄物許可施設の状況」参照

*5) 59ページ、図1-20「中間処理・最終処分の広域処理状況」参照

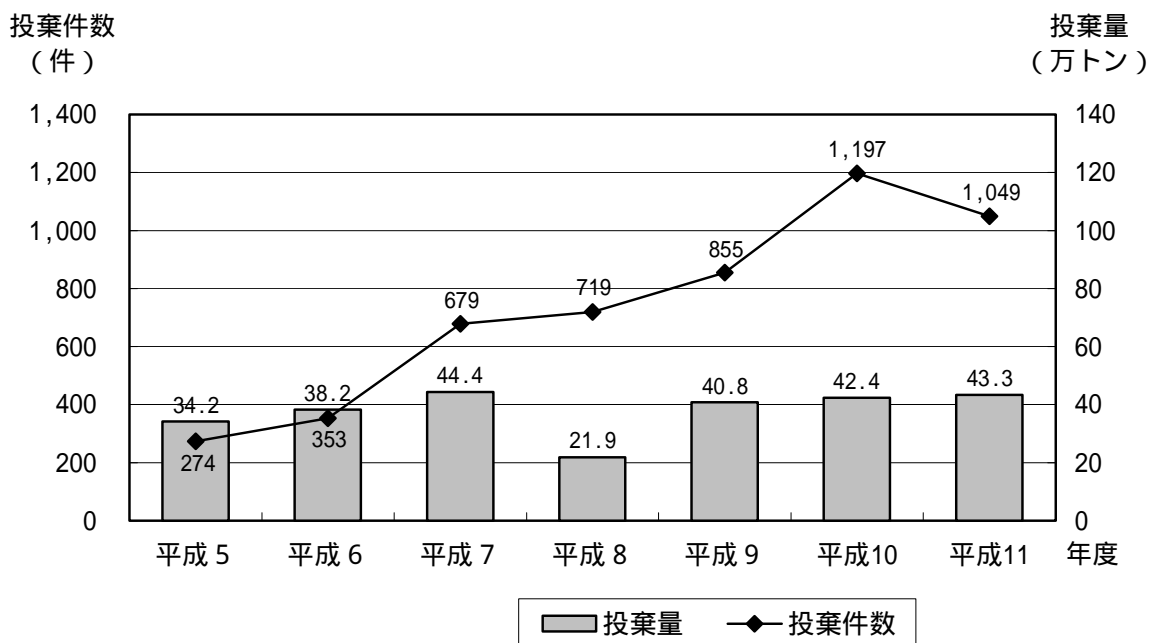
4 後を絶たない不適正処理

平成11年度の産業廃棄物の全国の不法投案件数は1,049件、投棄量は約4.3万トンであり、投棄量はおおむね横ばいであるが、その件数は増加傾向にある。都内では不法投棄が確認されることは少ないが、都内から排出された産業廃棄物が他県に搬出され不法投棄される例がみられる。また、多摩地域では野外焼却が後を絶たない。

廃棄物処理法の改正により、平成13年4月から排出者の不法投棄等の原状回復責任や野外焼却の原則禁止など規制が強化されたが、法の趣旨の実現を図るため、改正法の周知とともに、これに対応した指導体制を整備・強化していかなければならない。区市町村や他県、関係機関と連携した広域的な取組を強化していくことも求められている。

また、一般廃棄物についても、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）の施行に伴い家電製品の不法投棄が増加しないよう監視を強化していくことが必要である。

全国の産業廃棄物の不法投棄の件数及び量の推移（全国）



（環境省資料）

注 都道府県及び保健所設置市が把握した不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10トン以上（特別管理産業廃棄物を含む事案は10トン未満を含むすべての事案）を集計対象としている。

5 有害廃棄物に係るリスクの拡大

(1) PCB 廃棄物

PCB[†]は、昭和43年のカネミ油症事件を機に、昭和49年に製造・使用が原則として禁止された。以後PCB廃棄物は事業者が自らの責任で保管することとなったが、その後、処理施設の整備は進まず、保管が長期間にわたっている。そのため、管理の不徹底や事業所の閉鎖に伴うPCB廃棄物の紛失といった問題が生じている。また、使用中の機器が廃棄物処理法の規制を受けないことから、使用を止めた際にそのまま紛失されるなどの事態も懸念されている。

PCBの環境への流出を食い止めるためには、適正管理を徹底するとともに、早急に無害化処理を進めていくことが必要である。PCBの処理については、住民の不安感、用地確保の困難、高い処理コストなど多くの課題があるが、リスクコミュニケーション[†]を推進しつつ、処理施設の整備を促進していかなければならない。

都内におけるPCB使用機器（高圧トランス・コンデンサ）の保管・使用状況

	平成4年度 保管中	不明 紛失	新たに 保管	平成10年度 未報告	平成10年度 保管中	平成10年度使用中	
						確認済	未確認
事業所数 (所)	1,051	53	4,605	251	5,523	2,197	4,733
機器個数 (個)	3,747	107	11,879	373	15,288	4,120	6,511

(都環境局資料)

(2) その他の有害廃棄物等

爆発性、毒性、感染性を有する有害廃棄物は、不適正な処理が行われると人の健康や生活環境へ及ぼす影響が大きい。また、家庭からも、在宅医療に使用した注射針等が一般廃棄物として排出されているが、今後、高齢社会の到来に伴い、その増加が見込まれる。これらの廃棄物について、適正な管理・処理を徹底することが必要である。

さらに、情報機器類など都民が日常的に使用している製品にも、有害物質が使用されているものがあるが、このような物質による環境リスク[†]の低減も図っていかねばならない。

第 1 章

計画の基本理念

基本理念：循環型社会への変革

現在の社会経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提としており、天然資源を過剰に採取するとともに、自然界では分解することが困難な物質を環境中に排出し、環境に大きな負荷を与えている。

恵み豊かな環境を維持し、人間の文化的な生活及び健全な産業活動を発展させていくためには、次のような取組を促進するような仕組みを社会経済システムの中に組み入れていかななくてはならない。

製品の省資源化や長寿命化によって廃棄物等の発生抑制に取り組み、さらに、コストや環境影響を考慮しつつ、リサイクルを進め、天然資源の消費量と廃棄物の排出量の抑制を図る。

それでもなお、排出された廃棄物については安全かつ適正に処理する。

リサイクルや廃棄物処理の過程においても、エネルギー消費量の抑制や有害物質の管理を徹底し、環境への負荷を最小化する。

都は、このような循環型社会の実現に向けて、都民、事業者及び関係自治体と連携して取り組んでいく。

施策の推進方策

(1) 都民、事業者及び行政の役割分担の明確化

廃棄物問題を解決し、循環型社会を実現していくためには、都民、事業者及び行政の三者が共通の認識をもって、それぞれの役割を果たすべく自主的、先進的に取り組むとともに、相互に連携していかなければならない。

都民の果たすべき役割

使い捨て製品の購入を見直し、無駄な製品や食品の購入を控えるとともに、耐久性に優れた製品、簡易包装の製品、繰り返し使用できる製品、再生品等を選択し、消費活動を通じて廃棄物の発生そのものを抑制する。

購入した製品については、修理しつつ長期間使用し、廃棄物の発生そのものを抑制する。

自らの生活に伴って生じる廃棄物について、排出者としての責任[†]を負う。

分別排出を行う等、区市町村による取組に協力し、リサイクルの促進に努める。

資源回収等のボランティア活動に参加する。

廃家電製品のリサイクルや建築物の分別解体等に要する適正な経費を負担するなど、事業者が行う措置に協力する。

産業廃棄物は、住宅の解体や日常使用する製品の製造、医療行為など、都民生活に密着した事業活動からも多量に排出されている。これらの利便を享受する都民も、産業廃棄物に係る問題を自らの問題として認識し、その責任の一端を担う。

事業者の果たすべき役割

容器包装の簡素化や、繰り返し使用できる製品、耐久性に優れた製品、適正な処理が困難とならない製品等の製造、販売を進める。

製品の修理体制の整備や建物の長寿命化を促進するとともに、発生抑制、リサイクル及び適正処理の円滑な実施に必要な情報を消費者に提供する。

拡大生産者責任[†]の考え方にに基づき、自ら製造、販売した製品が廃棄物となったものについて、これを引き取り、リサイクルや処理の責任を負う。

原材料の選択や製造工程を工夫し、資源の有効利用と廃棄物の発生抑制を進める。

再生資源及び再生品を利用するとともに、部品の再使用を進める。

排出事業者責任に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正にリサイクル及び処理する。また、これを委託する場合は、適正な料金を負担し、リサイクルや処理が適正に行われたことを確認する。

都の果たすべき役割

事業者による自己回収⁺など、新しい循環システムのコーディネートを行う。

発生抑制、リサイクル及び適正処理に向けた事業者の取組を促進するため、必要な情報提供などを行う。

適正な処理が確保されるように、事業者に対して必要な監視及び規制指導を行う。

都民の廃棄物の問題に対する積極的な行動を促進するため、情報の提供、問題提起等を行い、廃棄物行政への都民参画の仕組みづくりを進める。

自らも建設工事の発注者、産業廃棄物の排出事業者であることから、廃棄物の発生抑制やリサイクルなど、民間を先導するような取組を全庁的に進める。

区市町村や首都圏自治体との連携を積極的に進める。

国に対して、拡大生産者責任の強化や、廃棄物の定義・区分の見直しなど、廃棄物・リサイクル関連法の改正・整備を提案する。

(2) 自治体間の連携

区市町村との連携

基礎的自治体である区市町村は、一般廃棄物の減量及びその処理に関して広範な役割を担っている。都と区市町村の合理的な役割分担と望ましい協力関係を構築していくことが必要である。

都は、区市町村に共通する廃棄物行政の今後の方向性を提起するとともに、区市町村の自主性や独自性を尊重しつつ、区市町村間の広域的な連携を技術的に支援する。

首都圏自治体との連携

原材料や製品は都道府県の境界を越えて広域的に流通している。リサイクルや産業廃棄物の処理も広域的に行われている。首都圏の廃棄物問題の解決には、首都圏を構成する一都三県の自治体が共同して取り組んでいかなければならない。

都は、産業廃棄物の都内処理率の向上や不適正処理防止、リサイクルシステムの構築などに積極的に取り組みながら、首都圏の廃棄物問題の解決と循環型社会への変革のため、先導的な役割を果たしていく。

また、七都県市[†]の広域的連携と役割分担の下、首都圏スーパーエコタウン構想[†]を推進し、東京湾岸を中心に廃棄物処理・リサイクル施設の集中立地を進めていく。

さらに、首都圏の産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理を推進していくため、七都県市が共同して、産業廃棄物に関する税の導入や産業廃棄物対策の共同実施について、早期の実現を目指していく。

第 2 章

計 画 目 標

計画目標 1 発生抑制、リサイクルを推進し、最終処分量を削減する。

- ・一般廃棄物（ごみ）については、平成 17 年度 of 最終処分量を平成 11 年度対比で 3 割削減する。
- ・産業廃棄物については、平成 17 年度 of 最終処分量を平成 11 年度対比で 5 割削減する。

都内に新たな一般廃棄物の最終処分場を確保することは極めて困難であり、広域的な処理が行われている産業廃棄物についても最終処分場の残余容量はひっ迫している。

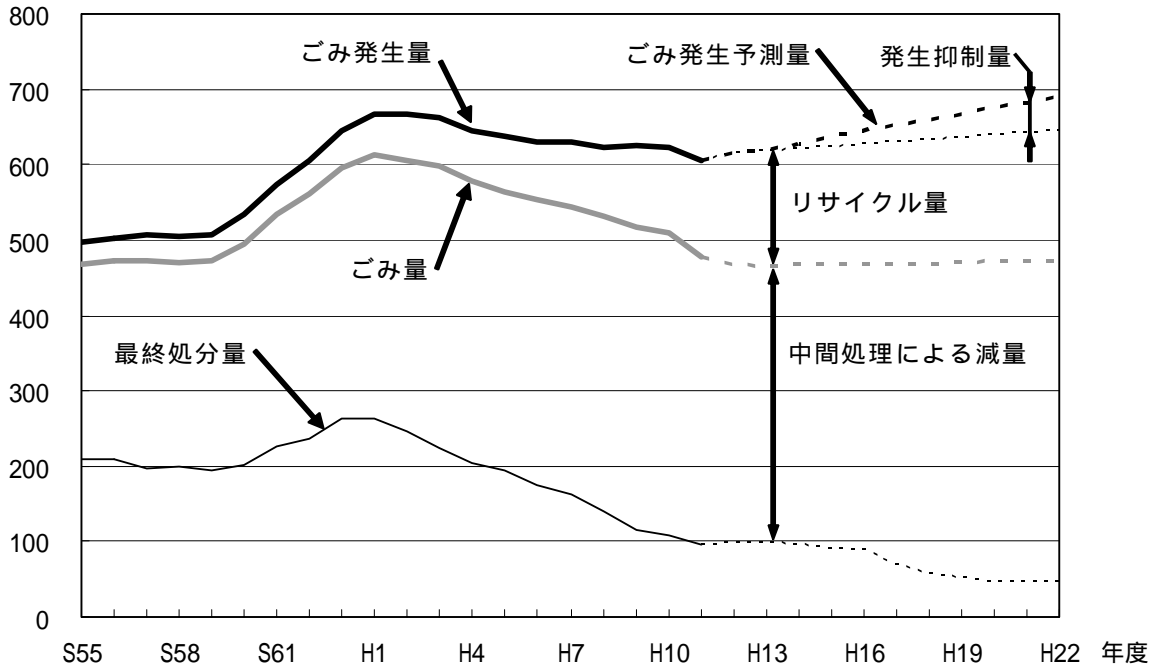
廃棄物の発生そのものを抑制し、リサイクルを進め、さらに中間処理を徹底することで、最終処分量を削減していく。

特に、建設廃棄物については、産業廃棄物の排出量の約 4 割、最終処分量の約 9 割を占めるだけでなく、今後、建築物等が更新期を迎え、多量の廃棄物の発生が見込まれることから、重点的に取り組んでいく。

なお、発生抑制等に係る努力を一層進めることにより、上記の目標値を早期に達成することに努める。

一般廃棄物（ごみ）の削減目標

単位：万トン



一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標量

単位：万トン

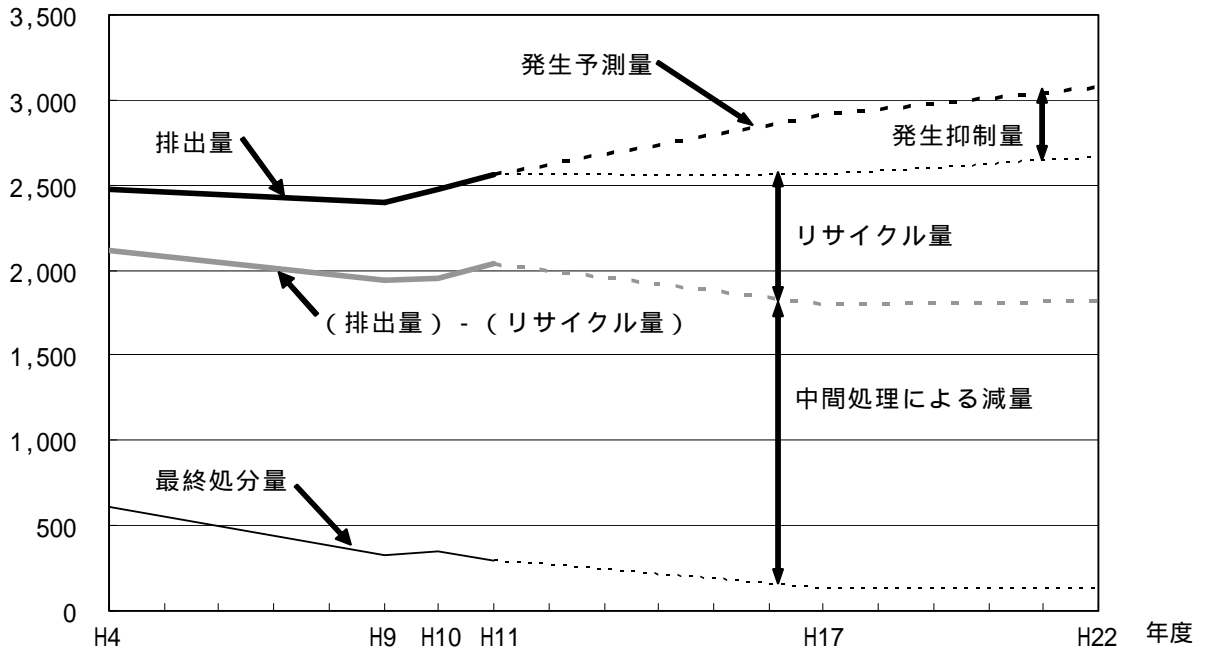
年度	平成11年度 実績	平成17年度 目標量	平成22年度 目標量
ごみ発生予測量		652	691
発生抑制量		21	47
ごみ発生量	606	631	644
リサイクル量	130	163	171
ごみ量	476	468	473
減量化量	368	358	362
鉄分回収、スラグ化、 エコセメント化など	11	42	64
最終処分量 (対11年度増減比)	97	68 (30%)	47 (52%)

参考 国の計画では、一般廃棄物の最終処分量を、平成22年度までに平成9年度対比で50%削減することを目標としているが、都においてはこれを前倒しで達成し、平成19年度までに最終処分量を50%削減することを目標としている。

注 ごみ発生予測量等の予測方法については、62ページ参照

産業廃棄物の削減目標

単位：万トン



産業廃棄物の減量化の目標量

単位：万トン

年度	平成11年度 実績	平成17年度 目標量	平成22年度 目標量
発生予測量		2,916	3,070
発生抑制量		351	409
排出量 (対11年度増減比)	2,559	2,565 (+0.2%)	2,661 (+4%)
リサイクル量 (対排出量比)	519	766 (30%)	835 (31%)
中間処理による減量 (対排出量比)	1,749	1,663 (65%)	1,694 (64%)
最終処分量 (対11年度増減比)	291	136 (53%)	132 (55%)

参考 本計画では平成11年度実績と比較を行ったため、平成10年度実績と比較を行った『『東京都産業廃棄物処理計画』について 最終のまとめ』(平成13年8月)とは増減比が異なっている。

なお、平成10年度の最終処分量344万トンと比較した場合、増減比は以下のとおりである。

- ・平成17年度最終処分量(対平成10年度増減比) 60%
- ・平成22年度最終処分量(対平成10年度増減比) 62%

注 発生予測量等の予測方法については、64ページ参照

計画目標 2 環境への負荷が少なく、信頼性の高い中間処理及び最終処分を推進する。

- ・産業廃棄物の都内処理率の向上を図る。医療廃棄物とPCB廃棄物については、全量を都内で処理することを目指す。
- ・効率的な一般廃棄物の施設整備を促進する。
- ・排ガス中のダイオキシン類は、平成14年末までに平成9年対比で90%削減する。

産業廃棄物の問題は、首都圏全体の課題であることから、七都県市の広域的な役割分担と相互の連携のもとに、先進的なリサイクル施設及び廃棄物処理施設の整備を推進し、新たな環境産業の創生を図っていく必要がある。

都内から排出される産業廃棄物の最終処分の7割強は他県で行われており、他県の理解を得て広域処理を維持していくためにも、都内処理率の向上を図る。医療廃棄物とPCB廃棄物については、全量を都内で処理することを目指す。

このため、先進的なリサイクル施設及び廃棄物処理施設の整備に向け、都が積極的に調整を図っていくとともに、都の埋立処分場での産業廃棄物の受入れや、区市町村の清掃工場での木くずの焼却について、関係機関等との協議を進める。

また、一般廃棄物処理施設の整備に関しては、区市町村間や一部事務組合相互の広域的な連携を図り、効率的な施設整備が進むよう、技術的な支援を行っていく。

さらに、排ガス中のダイオキシン類については、平成14年12月から適用される排出基準を徹底させ、平成14年末までに平成9年対比で90%削減する。

産業廃棄物の都内処理率（平成11年度実績）


	処理量 (万トン)	都内処理量 (万トン)	都内処理率 (%)
中間処理	2,628 (1,215)	1,934 (521)	74 (43)
最終処分	291 (279)	77 (65)	26 (23)

(都環境局資料)

注1 括弧内は上下水汚泥を除いた値である。

注2 中間処理には再中間処理量を含む。

都内の廃棄物の焼却施設における排ガス中のダイオキシン類削減目標値

	平成 9 年 推 計 値	平成 1 4 年 末 目 標 値
ダイオキシン類排出量	7 5 g - T E Q / 年	7 . 5 g - T E Q / 年
平成 1 4 年 末 削 減 率	 9 0 % 削 減	

注 ダイオキシン類削減目標値については、国の「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(平成12年9月)の削減目標を参考に、平成9年対比で、平成14年未の目標値を策定する。

計画目標 3 不法投棄などの不適正処理を撲滅する。

都内から排出される産業廃棄物が他県で不法投棄される例がみられる。野外焼却や処理基準違反も減少していない。また、一般廃棄物の不法投棄に対しても監視の強化が必要である。

このため、近隣自治体との連携を強めながら、適切に行政処分権限を行使することなどにより、不法投棄や野外焼却などの不適正処理の防止に取り組んでいく。

計画目標 4 有害廃棄物の適正管理及び適正処理の体制を整備する。

- ・ P C B 廃棄物については、平成 22 年度までに無害化処理を完了させる。

爆発性、毒性、感染性を有する有害廃棄物は、不適正に処理されると人の健康や生活環境に大きな影響を及ぼすため、適正な処理を徹底することが重要である。

P C B 廃棄物はこれまで処理施設の整備が進まず、保管が長期間にわたっており、管理の不徹底、事業所の閉鎖による紛失などから環境リスクの拡大が懸念されている。

このため、P C B 廃棄物の適正保管の徹底に取り組むとともに、リスクコミュニケーションを推進しつつ、適正処理体制の整備を行って、平成 22 年度までに無害化処理を完了させる。

また、感染性廃棄物などについては、特別管理産業廃棄物[†]として、適正な管理を徹底する必要があるとあり、排出事業者や処理業者がより一層の適正管理及び適正処理を行うよう、講習制度などの新たな仕組みづくりを進める。

現在、家庭ごみとして処理されている在宅医療廃棄物についても、事業者による適正処理体制の確立を図る。

P C B 廃棄物の処理目標

平成 22 年度までに都内の P C B 廃棄物の無害化処理を完了

都内の P C B 廃棄物量	約 10,800 トン
高圧トランス・コンデンサ内の絶縁油	約 770 トン
廃感圧複写紙等	約 5 トン
照明用安定器に含まれる絶縁油	約 30 トン
柱上トランス内の絶縁油	約 10,000 トン

計画目標 5 都民、事業者及び行政の役割分担を明確化し、それぞれの取組と相互の連携を強化する。

東京の廃棄物問題を解決し、循環型社会を実現していくためには、都民、事業者及び行政の三者がそれぞれの役割を認識し、相互の連携を図っていかなくてはならない。

そのために、都は、必要な情報提供や問題提起を行って、都民の参画を求めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理に先進的に取り組もうとする事業者との連携を強化していく。

計画目標と施策の対応

計画目標	施策	章 ページ
1 発生抑制、リサイクルを推進し、最終処分量を削減する。	(一般廃棄物に関する施策 1) 発生抑制・リサイクル施策に関する区市町村への技術的支援	第3章 27
	(一般廃棄物に関する施策 2) 最終処分量削減方策に関する区市町村への技術的支援	第3章 28
	(一般廃棄物に関する施策 3) 事業者自己回収の促進	第3章 29
	(産業廃棄物に関する施策 1) 建設廃棄物等の発生抑制・リサイクルの促進	第4章 32
	(産業廃棄物に関する施策 2) 公共事業に係る産業廃棄物の最終処分量の削減	第4章 34
	(産業廃棄物に関する施策 3) 産業廃棄物の処理・リサイクル技術の調査研究	第4章 35
2 環境への負荷が少なく、信頼性の高い中間処理及び最終処分を推進する。	(一般廃棄物に関する施策 4) 一般廃棄物処理施設整備への技術的支援など	第3章 30
	(産業廃棄物に関する施策 4) 産業廃棄物処理施設整備の促進	第4章 36
	(産業廃棄物に関する施策 5) 都・区市町村の処理施設への受入れ検討	第4章 38
3 不法投棄などの不適正処理を撲滅する。	(産業廃棄物に関する施策 6) 産業廃棄物に係る規制監視体制の強化	第4章 39
	(産業廃棄物に関する施策 7) 適正管理・適正処理の推進のための事業者への情報提供など	第4章 40
4 有害廃棄物の適正管理及び適正処理の体制を整備する。	(産業廃棄物に関する施策 8) PCB廃棄物の処理体制の確立	第4章 41
5 都民、事業者及び行政の役割分担を明確化し、それぞれの取組と相互の連携を強化する。	(都民・事業者との連携を強化するための施策 1) 廃棄物行政への都民の参画	第5章 45
	(都民・事業者との連携を強化するための施策 2) 事業者等との連携の強化	第5章 46

第 3 章

一般廃棄物に関する施策

発生抑制・リサイクル施策に関する区市町村への技術的支援

発生抑制とリサイクルを促進していくためには、一般廃棄物についても排出者責任の徹底を図るとともに、都民のごみ減量への努力が報いられるシステムを構築する必要がある。このため、区市町村が取り組むごみ減量化の施策について、次のように支援していく。

区市町村によるリサイクル事業への技術的支援など

区市町村では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）による分別収集などのごみ減量化施策を展開している。都は、これらのごみ減量化事業の促進を図るため、区市町村による分別収集やリサイクル施設整備などへの取組に対して、技術的支援などを行う。

家庭ごみ有料化に向けた技術的支援など

家庭ごみの有料化など、ごみ減量の努力が報いられるシステムの構築に対する都民の理解と協力を得るためには、行政のごみ処理に要する経費を示すとともに、その必要性や効果を都民に明らかにしていくなど、情報公開を一層進めていかなければならない。

このため、都は、区市町村が家庭ごみの有料化について検討する際に役立つよう、ごみ処理経費の統一的な算出方法を提示するなど、有料化に向けた区市町村の取組を技術的に支援する。

年度	13	14	15	16	17
区市町村によるリサイクル事業への技術的支援					→
家庭ごみ有料化に向けた技術的支援		→			→

最終処分量削減方策に関する区市町村への技術的支援

最終処分量の一層の削減を図るため、都は、国及び民間の研究開発機関とも連携し、先進的な調査研究を進めるとともに、区市町村への技術的支援などを行っていく。

エコセメント化事業の促進

多摩地域における新たな最終処分場の確保は極めて厳しい状況にある。このため、都は焼却灰の資源化が可能なエコセメント化事業の推進について、市町村に対する技術的支援などを行う。なお、エコセメント[†]の品質規格については、平成12年5月に通商産業大臣が標準情報[†]を公表しているが、引き続きJIS化に向けて支援していく。

溶融スラグの有効利用の促進

区部においては、灰溶融施設の整備を進め、平成19年度までに焼却灰の全量を溶融する計画となっている。今後は、溶融スラグ[†]を安全性・信頼性の高い土木資材等として市場に流通させるため、関係自治体、関係機関と連携して調査、検討を行い、溶融スラグの用途拡大とJIS化を促進する。

廃プラスチック類のサーマルリサイクル等の促進

一般廃棄物中の廃プラスチック類の多くは、破碎後そのまま埋め立てられており、最終処分場に大きな負荷をかけている。廃プラスチック類は発熱量が高く燃料として利用できることから、発生抑制やマテリアルリサイクル[†]を可能な限り進めながら、サーマルリサイクル[†]などの調査研究を積極的に進め、区市町村の取組を技術的に支援する。

新たなリサイクル技術の調査研究

都の研究機関などで発生抑制、リサイクル及び適正処理技術に関する調査研究を行うとともに、その適用可能性や環境影響などの評価を行い、区市町村に対して助言等を行う。

年度	13	14	15	16	17
エコセメント化事業の促進 市町村に対する技術的支援 JIS化に向けた取組		施設整備に向けた技術的支援			稼働後の技術的支援
	JIS化に向けた取組				
溶融スラグの有効利用の促進		用途拡大・JIS化促進			
廃プラスチック類のサーマルリサイクル等の促進		調査・検討・技術的支援			
新たなリサイクル技術の調査研究		情報収集・調査研究・技術評価			

事業者自己回収の促進

廃棄物の発生抑制を促進するためには、拡大生産者責任の強化を通じて製品の設計、製造の段階からの取組を促進していくことが必要である。

都は、先進的な事業者と協力しながら、事業者による製品の自己回収の新たな仕組みづくりに積極的に取り組むとともに、拡大生産者責任の強化について国へ法改正を働きかけていく。

事業者自己回収の新たな仕組みづくり

情報機器類のように大量に流通しているもの、リサイクルや適正処理が技術的・コスト的に困難な傾向にあるもの、希少金属や有害物質を含むもの、在宅医療器具のように有害性、危険性を有するものについて、事業者による自己回収の新たな仕組みづくりを積極的に促進する。

法改正に向けた働きかけ

容器包装リサイクル法では、廃棄物となった容器包装の分別収集は区市町村の責務となっている。このため、区市町村の負担が大きいのみならず、使い捨て容器や過剰包装の見直しにつながっていないなどの問題が生じている。

また、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）の指定再資源化製品や家電リサイクル法の対象品目は少なく、家電リサイクル法は消費者が排出時にリサイクル費用を支払う方式のため、不法投棄を助長しやすいという問題もある。

このため、都は引き続き、容器包装リサイクル法の役割分担の見直しや、家電リサイクル法における前払い制の導入、さらには事業者自己回収の対象品目の拡大などについて、制度の改正を国に求めていく。

年度	13	14	15	16	17
事業者自己回収の新たな仕組みづくり		新たな仕組みを検討し、実施			→
法改正に向けた働きかけ					→

一般廃棄物に関する施策 4

一般廃棄物処理施設整備への技術的支援など

区市町村間の広域的な役割分担と相互の連携のもと、一般廃棄物の効率的、安定的な処理体制の確立・維持を図るため、必要な技術的支援などを行う。また、民間が設置する都内の一般廃棄物処理施設については引き続き必要な指導を行い、施設の信頼性、透明性の向上を促進していく。

島しょ地域における施設整備への技術的支援など

かけがえのない島しょ地域の自然環境を保全するため、島しょ町村による管理型最終処分場[†]及び灰溶融施設の整備に対して、技術的支援などを行う。

施設整備に関する技術的支援など

一般廃棄物処理施設のエネルギー効率の向上や、民間活用も含めたコストの縮減、施設の信頼性向上などを進めるための技術的支援や助言を行う。

また、処理施設が、緊急時や定期点検、改修、建替えなどで運転を停止する場合にも一般廃棄物の適正処理を安定的に確保するため、区市町村間や一部事務組合相互の協力体制の構築に向けた調整を図る。

生活排水処理に関する区市町村への支援

生活雑排水による公共用水域の水質汚濁が問題になっていることから、合併処理浄化槽[†]の設置を促進するとともに、区市町村と連携してその適正な維持管理を設置者に対して指導する。

また、各地域の生活排水処理の動向を踏まえて、必要に応じて既存のし尿処理施設の改修を促進する。

年度	13	14	15	16	17
島しょ地域における施設整備への技術的支援					→
施設整備に関する技術的支援					
技術的支援や助言					→
区市町村間の相互協力体制の構築に向けた調整					→
生活排水処理に関する区市町村への支援					→

第 4 章

産業廃棄物に関する施策

建設廃棄物等の発生抑制・リサイクルの促進

建設廃棄物の発生抑制を進めるためには、既存の建築物や土木工作物を適切に維持管理し、リフォームを行っていくことで、できる限り長く大切に使うことが必要である。また、昭和40年代に整備された建築物等の多くが更新期を迎え、近い将来、建設廃棄物の排出が大幅に増加すると予測されている。建設廃棄物をはじめとする産業廃棄物の発生抑制とリサイクルを促進するため、次のような施策を展開していく。

建築物の長寿命化の促進

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に基づき、延べ床面積1万平方メートルを超える建築物の新築又は増築をしようとする者は、都知事への建築物環境計画書の提出を義務付けられている。その概要を公表することにより、省エネルギー設計や再生資材などの採用及び長寿命化に係る対策を促進する。

中古住宅の家歴書のフォーマットを作成し、ガイドブックを通じて普及させる。

また、家歴書に基づく住宅の評価や価格の算定方法の検討等、客観的評価を確立することにより、中古住宅流通市場を活性化させる。

都営住宅の老朽化に対応し、居住環境の向上やバリアフリー化を進めるため、躯体はそのままに住宅内部を抜本的に改善して新築並みに機能を向上するスーパーリフォーム事業を実施する。

建設リサイクル法に基づく指導・助言

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、建築物等の分別解体と建設廃棄物の再資源化に関する指針を定め、建設工事の発注者や工事を請け負った建設業者に対する指導・助言を行う。

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理計画書の公表など

廃棄物処理法に基づいて、建設業者など多量の産業廃棄物を排出する事業者から、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書（以下「産業廃棄物処理計画書」という。）の提出を求め、これを公表するとともに、対象範囲の拡大を図っていく。

また、リサイクルを推進するため、事業者による再生品及び再生資材の使用拡大を促進する。

エコトライ協定（産業廃棄物適正処理・資源化推進協定）の締結

平成10年度から、建設業者や産業廃棄物処分業者と、自主的に資源化の目標を設定し、その達成を目指すエコトライ協定を締結しているが、今後、対象を産業廃棄物収集運搬業者などにも拡大していく。

都と区市町村の排出事業者指導に関する協力

事業所からは、一般廃棄物と産業廃棄物の両方が排出されており、都と区市町村はそれぞれの立場から別個に排出事業者指導や規制を行っているが、今後、効率的でわかりやすい排出事業者指導を目指して、都と区市町村との協力関係を構築するよう協議を進める。

例えば、一つの区市町村内で事業活動を展開する中小事業者の指導は、産業廃棄物も含め区市町村が一定の役割を担い、また、広域的に事業活動を展開する大規模事業者への指導や生産流通段階にまでさかのぼった対策については都が役割を担うことなどを検討する。

年度	13	14	15	16	17
建築物の長寿命化の促進 建築物の環境配慮の促進 (配慮指針の作成) (建築物環境計画書提出の義務付け)	指針作成	6月施行			
中古住宅流通市場の活性化 (ガイドブックの作成) (評価システムの検討)	作成・普及		検討		普及
都営住宅のスーパーリフォーム事業 (都営住宅等ストック総合活用計画の策定)	計画策定	効率的にスーパーリフォーム事業を実施			
建設リサイクル法に基づく指導・助言	指針作成		指導・助言		
廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理計画書の公表					
エコトライ協定の締結	建設業者 処分業者	収集運搬 業者に拡大			
都と区市町村の排出事業者指導に関する協力	検討・関係機関との協議の上、指導実施				

産業廃棄物に関する施策 2

公共事業に係る産業廃棄物の最終処分量の削減

都自らも、下水汚泥などの産業廃棄物の排出事業者である。また、都などが発注する公共工事からも大量の建設廃棄物が発生している。これらの廃棄物の最終処分量の削減を図るため、次のような施策を展開していく。

都関連工事における建設副産物対策の推進

都は、これまでも、平成9年度に再生品利用ガイドライン建設資材編、平成10年度に建設リサイクル推進行動計画、平成11年度に建設リサイクルガイドライン、さらに平成12年度には建設泥土リサイクル指針を策定するなど、都関連工事から発生する建設副産物について、積極的にリサイクル等を進めてきた。今後、建設リサイクル推進行動計画を改定するなど、建設副産物対策の一環として、計画的に建設廃棄物のリサイクルや再生資材の利用を推進する。

下水汚泥の全量焼却と焼却灰のリサイクル推進

下水処理に伴い、毎日膨大な量の下水汚泥が発生している。都は、平成15年度までに下水汚泥の全量焼却を達成して埋立処分量の削減を図るとともに、セメント原料化等の方法により焼却灰のリサイクルを推進する。

年度	13	14	15	16	17
建設リサイクル推進行動計画の改定と、これに基づく施策の推進					
下水汚泥 全量焼却の達成 焼却灰のリサイクル			全量焼却達成		

産業廃棄物の処理・リサイクル技術の調査研究


廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理を進める制度や仕組みの整備には、廃棄物処理・リサイクル技術の調査研究を進めていくことが重要である。

都は、国及び民間の研究開発機関とも連携し、廃棄物やリサイクルに関する先進的な調査研究を進めていく。

新たなリサイクル技術の調査研究

都の研究機関などで発生抑制技術及び資源化技術に関する調査研究を行い、その適用可能性、環境負荷などを評価していく。

特に、今後、建築物等の多くが更新期を迎えることに伴い、大量の建設廃棄物の発生が予測される。このため、現在、破碎・粒度調整により再生砕石として再利用されているコンクリートがらについては、これに加えて、砂、砂利、セメントなどの素材にまで戻す技術が必要となってくることから、そのような技術についての調査研究を進める。

年度	13	14	15	16	17
新たなリサイクル技術の調査研究		情報収集・調査研究・技術評価 			

産業廃棄物処理施設整備の促進

七都県市の広域的な役割分担と相互の連携のもとに首都圏の産業廃棄物問題の解決を図る必要がある。東京の産業廃棄物の多くが他県で処理されていることから、都は、都内処理率を向上させるために、まず民間処理施設の稼働率を上げ、その上で民間による施設整備を促進していく必要がある。特に緊急に処理すべき廃棄物など、民間のみによる施設整備が困難な場合又は長期間を要する場合には、都が積極的に調整を図ることにより、信頼性の高い処理施設の整備を促進し、安全な生活環境を確保するとともに、新たな環境産業の創生を図っていく。

また、施設の公開や維持管理情報の公開などにより透明性を高めるとともに、施設の運営に関して都民とのコミュニケーションを進める仕組みを作っていく。

首都圏スーパーエコタウン構想で、都内に整備を図る施設は、次のとおりである。

PCB廃棄物無害化処理施設（「産業廃棄物に関する施策8」として展開していく。）

廃プラスチック類のガス化溶融⁺等発電施設

建設廃棄物等のリサイクル施設

廃プラスチック類のガス化溶融等発電施設

建築解体廃棄物のうちのクロス類やFRP浴槽、リサイクル施設から発生する残さ、医療廃棄物のうちの廃プラスチック類などは、マテリアルリサイクルが困難である。

これらの廃プラスチック類は発熱量が高く燃料として利用できることから、エネルギーの回収とスラグ化を行い、最終処分場への負荷をゼロにすることを目的に、ガス化溶融等発電施設の整備を促進する。

建設廃棄物等のリサイクル施設

今後、多量発生が予測される建設廃棄物等のリサイクルを進めるため、施設整備を促進する。

民間事業者による施設整備の促進

都内には中小零細な処理業者が多く、高度な処理技術や設備の導入は容易ではない。

このため、民間事業者に対し、処理技術情報等の提供や技術指導、事業の協同化に向けた経営相談、創業支援などを行い、施設の整備や稼働率向上を促進していく。

焼却施設への立入検査・指導

すべての許可焼却施設への立入検査を実施し、平成14年12月からのダイオキシン類規制の強化に適合するよう技術指導する。規制強化後は、基準に適合しない施設に対し行政処分を実施し、規制の徹底を図る。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排ガス、ばいじん及び焼却灰のダイオキシン類濃度の測定結果を公表する。

処理施設の情報公開の促進

事業者が廃棄物処理施設の公開や維持管理情報の公開を行うなど、施設運営の透明性を高め近隣の理解を得る仕組みを作る。

年度	13	14	15	16	17
廃プラスチック類のガス化 溶融等発電施設	基本構想 策定等	アセス・建設工事			稼働
建設廃棄物等のリサイクル 施設	基本構想 策定等	アセス・建設工事			稼働
民間事業者による施設整備 の促進					
焼却施設への立入検査・ 指導 技術指導等 ダイオキシン類規制強化 (平成14年12月) ダイオキシン類濃度測定 の指導、結果公表		規制強化			
処理施設の情報公開の促進					

都・区市町村の処理施設への受入れ検討

産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の不足に対応し、都内処理率の向上を図るため、都の埋立処分場への受入れや、区市町村設置の清掃工場での木くず等の処理を検討していく。

都の埋立処分場への産業廃棄物の受入れの検討

現在、都が管理運営する埋立処分場は、一般廃棄物のほか、中小企業から排出された産業廃棄物を受け入れているが、東京港内で確保できる最後の貴重な埋立処分場である。長期的には広域処分場について検討することも必要であるが、まず、発生抑制とリサイクルを進め、最終処分量を可能な限り削減し、さらに、埋立容量の拡大策を講じ、この埋立処分場をできる限り長期間利用していくことが必要である。このような認識を踏まえつつ、産業廃棄物の都内処理率向上という視点から、関係機関と十分な協議の上、産業廃棄物の受入れについて検討する。

区市町村の清掃工場での木くずの焼却・熱回収の検討

木くずのリサイクル施設・焼却施設が慢性的に不足しており、さらに、平成14年12月から施行されるダイオキシン類規制の強化により既存焼却施設の休廃止も見込まれる。このため、マテリアルリサイクルを促進するとともに、必要かつ可能な範囲内で、「産業廃棄物に関する施策4」によって処理体制が確立するまでの間など暫定的に、公害対策の万全な区市町村の清掃工場において、適切な費用を徴収しながら木くずの処理を行うことについて、関係区市町村と十分に協議を進める。

建設木くずは産業廃棄物であり、排出事業者に適正処理の責任があることは当然であるが、その多くが都民の住宅の解体に伴うものであることから、その処理のあり方や発注者の責任の明確化等について、都民の意見を広く求めながら検討する。

年度	13	14	15	16	17
都の埋立処分場への産業廃棄物の受入れの検討		検討・関係機関との協議の上、実施			→
区市町村の清掃工場での木くずの焼却・熱回収の検討					
検討・区市町村との協議		検討・関係機関との協議の上、実施			→
ダイオキシン類規制強化(平成14年12月)		規制強化			

産業廃棄物に係る規制監視体制の強化

産業廃棄物の不適正処理を防止するため、監視体制を強化するとともに、都民等からの情報に対し迅速な現場確認と指導を行う。事業者等に対しては、計画的に立入検査を実施し、適正処理の徹底を指導する。不法投棄に対しては、早期に処分者等を特定し、原状回復を図っていく。

また、都内から排出される産業廃棄物の多くが都外で処理されていることから、自治体間の広域的な連携により不適正処理対策を強化していく必要がある。そのため、次のような施策を展開していく。

不適正処理対策の強化

多摩地域の市町村、警視庁、東京消防庁及び都で構成する「多摩地域における野外焼却等の不適正処理の防止に係る連絡協議会」や、警視庁派遣職員を含む不適正処理防止班の活用により、不適正処理の防止や早期発見、早期措置及び改善指導の徹底を図り、必要に応じて厳格な行政処分や刑事告発を迅速に行う。

産廃スクラム22等による広域連携体制の整備・強化

22の自治体で構成する「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」(産廃スクラム22)や七都県市での取組により、関係自治体が連携して検問や共同パトロールを行うことで、不適正処理の未然防止及び早期発見を図る。また、広域にわたる不適正処理などを発見した場合は、事案の迅速かつ的確な改善を図る。

建設工事発注者によるリサイクル・適正処理の確認の促進

都民、事業者等の建設工事発注者を対象に、建設廃棄物のリサイクル推進や不法投棄防止等に係る啓発を進める。また、建設リサイクル法の対象とされていない品目を含め、発注者がリサイクルや適正処理を確認する仕組みを検討する。

年度	13	14	15	16	17
不適正処理対策の強化	➔				
産廃スクラム22等による 広域連携体制の整備・強化	➔				
建設工事発注者によるリ サイクル・適正処理の確認 の促進	➔				

適正管理・適正処理の推進のための事業者への情報提供など

感染性廃棄物をはじめとする有害廃棄物は、不適正に処理されると人の健康や生活環境に大きな影響を及ぼすため、適正な処理を徹底することが重要である。

また、廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理を促進するためには、優良な廃棄物処理業者を育成していく必要がある。このため、チェックリストの作成等の施策を展開していく。

医療廃棄物処理従事者講習制度等の検討

医療廃棄物の適正処理を確保するためには、現場従事者の専門性や資質の向上が欠かせない。そのため、関係団体と連携して現場従事者への講習等を行う仕組みを新たに構築する。

従業員用の教育マニュアル作成・普及

排出事業者に対して、都独自の講習会の開催や事業者が行う従業員研修のためのマニュアルの作成等を行う。

チェックリストの作成・普及

排出事業者が産業廃棄物処理業者を選定する際にチェックすべき項目を取りまとめたチェックリストSTEP 1及びSTEP 2を作成する。STEP 1は適法に処理業者と契約し処理を進めるためのチェック項目を中心とし、STEP 2は適正な処理をする処理業者を選定するためのチェック項目を中心とする。

優良事業者表彰の実施

モデル契約書の使用、廃棄物情報の公開、エコトライ協定などに協力する排出事業者や処理業者の中から、優良な事業者を表彰する。

年度	13	14	15	16	17
医療廃棄物処理従事者講習制度等の検討			検討・実施		
従業員用の教育マニュアル作成・普及			作成・普及		
チェックリストの作成・普及	STEP 1作成	STEP 2作成			
			広報・普及		
優良事業者表彰の実施					

PCB廃棄物の処理体制の確立

PCB廃棄物は、これまで処理施設の整備が進まず、保管が長期間にわたっている。また、PCB使用機器の使用を中止した時に適正に保管されず、そのまま不明・紛失となることも懸念されている。

PCB廃棄物による環境汚染のリスク拡大を未然防止するためには、都内での適正処理を進める必要がある。そのため、次のような施策を展開していく。

PCBの使用段階からの登録、使用状況の報告等

PCBの使用段階からの登録、使用状況の報告及び保管状況の調査を毎年行い、その結果を公表するなど、使用中のPCBを含めた適正管理の体制を確立する。

PCB廃棄物処理計画の策定

PCB廃棄物処理計画を策定する。これを基本に、今後10年間で都内に保管されているPCB廃棄物の無害化処理を完了する。

PCB処理施設整備及び運営のためのガイドライン策定・公表

都内に処理施設を整備していく上では、法令の枠組みを越えた都独自の安全基準の設定や、リスクコミュニケーション手法の導入などが必要である。

これらの項目をわかりやすく適切に示した施設整備及び運営のガイドラインを策定し公表する。

PCB廃棄物無害化処理施設整備の促進

PCB廃棄物無害化処理施設の整備を促進し、適正処理の体制を確立する。

PCB処理に関するリスクコミュニケーション

PCBの物理的・化学的性状や毒性、PCB処理の必要性、処理施設の安全対策等について、リスクコミュニケーションを推進する。また、施設の定期的な安全性チェックを行い、その結果を公表する。

年度	13	14	15	16	17
PCBの使用段階からの登録、使用状況の報告等	制度周知		登録・報告		
PCB廃棄物処理計画の策定	策定				
PCB処理施設整備及び運営のためのガイドライン策定・公表	策定・公表				
PCB廃棄物無害化処理施設整備の促進	基本調査	アセス・建設工事			処理
PCB処理に関するリスクコミュニケーション					

第5章

都民・事業者との連携を 強化するための施策

廃棄物行政への都民の参画

東京の廃棄物問題を解決し、循環型社会を実現していくためには、都民、事業者及び行政の三者がそれぞれの役割を認識し、相互の連携を図っていかなくてはならない。

そのために、都は必要な情報提供と問題提起を行い、双方向のコミュニケーションを進め、都民の参画を求めていく。

シンポジウムの開催等による都民への問題提起

都民の廃棄物問題への理解を深めるために、これまでの都の取組や課題、最新の情報などをわかりやすく取りまとめたパンフレット等を作成する。また、シンポジウムの開催などにより、広く廃棄物問題について、積極的に都民へ問題提起していく。

事業者の産業廃棄物処理計画書等のわかりやすい公表

環境確保条例に基づいて提出された建築物環境計画書や、廃棄物処理法に基づいて提出された産業廃棄物処理計画書などを、都民にわかりやすい形で公表していく。また、排出事業者にも、廃棄物処理に関する情報を自ら公開するよう求める。

施設運営に関する都民とのコミュニケーション

廃棄物処理施設の公開や維持管理情報の公開などを通じて、廃棄物処理事業の透明性を高めるとともに、施設の運営に関して都民とのコミュニケーションを進める仕組みを作る。

都民との連携による不適正処理の防止

廃棄物の不法投棄、野外焼却などの不適正処理を発見した場合には、関係機関へ情報を提供するよう広く都民に呼びかけ、不適正な処理を許さない社会づくりを進める。

環境学習などの推進

都民、事業者等が循環型社会の実現に向けた自発的な行動をとれるよう、環境学習に関する情報等を提供する。また、埋立処分場の見学会開催などにより、廃棄物問題について、積極的に都民へ問題提起していく。

年度	13	14	15	16	17
シンポジウムの開催等					→
事業者の産業廃棄物処理計画書等の公表					→
施設運営に関する都民とのコミュニケーション					→
都民との連携による不適正処理の防止					→
環境学習などの推進					→

事業者等との連携の強化

廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理を促進するためには、排出事業者が自らに処理責任があることを認識し、環境保全への配慮と廃棄物問題の解決の主体として、積極的に取り組んでいくことが求められる。

また、再生資源業者や廃棄物処理業者は、専門事業者として高いモラルと技術力とを培い、リサイクルや一層の適正処理を通じて環境を保全する重要な責務を負っている。

このため、本計画の推進に向けて、これらの事業者に対し廃棄物問題への自主的な取組と、都の施策への積極的な協力を求める。また、都は各々の役割分担を踏まえながら連携した取組を進めるための仕組みづくりに積極的に取り組む。

産業廃棄物問題協議会の場における事業者との連携

排出事業者の団体、処理業者の団体及び行政の三者で構成する東京都産業廃棄物問題協議会で、それぞれの役割分担のもとに共同して産業廃棄物問題に取り組む「適正処理推進行動計画」を策定し、産業廃棄物の適正処理を推進する。また、同協議会で、中小建設業者向けの講習会や、建設廃棄物シンポジウム、医療廃棄物シンポジウムを開催するなど、業界団体との連携した取組を進める。

業界団体等との連携

業界団体が、個々の事業者に対して行う適正処理推進のための活動などの自主的取組を支援していく。

古紙については、在京新聞社、製紙メーカー、新聞販売店、古紙回収業界、七都県市などで構成する新聞リサイクル推進会議と連携し、リサイクルの推進を図る。

また、廃船については、行政と民間の関係者とで設立した廃船処理協議会と連携し、リサイクル、適正処理の推進を図る。

年度	13	14	15	16	17
産業廃棄物問題協議会の場における事業者との連携 新たな「適正処理推進行動計画」の策定	策定	行動計画による取組			
シンポジウムの開催			策定	行動計画による取組	
中小建設業者向け講習会の開催					
業界団体等との連携					